

# 令和5年度農業農村整備事業の広報動画制作業務委託仕様書

## 1. 業務の名称

令和5年度農業農村整備事業の広報動画制作業務委託

## 2. 業務目的

農業農村整備事業の役割や重要性について、広く県民等の理解促進を図るため、「儲かる農業に向けた水田の高収益化による作付拡大」をテーマに、具体的なイメージが持てる動画を作成する。なお、作成した動画は、県ホームページやSNS、イベント等で発信を行う。

## 3. 担当部局

茨城県農林水産部農地局農村計画課（水戸市笠原町978番6）

## 4. 履行期間

契約締結の日から令和6年1月19日（金）まで

## 5. 業務内容

「儲かる農業に向けた水田の高収益化による作付拡大」動画（仮）の作成

- (1) メインのターゲットは農業者とし、「基盤整備により水田が畑地化・汎用化されたことで、野菜や果樹等の高収益作物の栽培が可能になる」という効果について、具体的なイメージが持てる適切な企画を立案すること。
- (2) 制作する動画は5分程度とすること。ただし、導線となるショート版（1分以内）も併せて作成する。
- (3) 動画の内容は、(1)の事業実施による効果を軸とし、その際、①ほ場の様子（農村風景）、②営農の様子、③工事の様子、④担い手の声（インタビュー）の映像を必ず使用すること。なお、必要な事業内容や撮影事象の情報、契約期間に撮影が不可能である映像については、可能な範囲で発注者が提供する。
- (4) 撮影場所は茨城県内とする。
- (5) ほ場の撮影には、ドローンを活用した上空からの映像を入れること。
- (6) 動画制作に必要な事前調整・準備、撮影、編集等必要な作業を行うこと。
- (7) 動画制作の過程において撮影を行った動画や画像は、発注者から求められた場合、随時提供すること。
- (8) 制作した動画の配信（県HP、県SNS及びYoutube等での配信を想定）を可能にするために必要な処理を行うこと。

## 6. 実績報告

受託者は、委託業務終了後、委託業務実績報告書（発注者が様式を用意する）、動画データを記録した DVD（正副 2 部）を添えて発注者に提出すること。

## 7. 制作物件の権利の帰属

- （1）本業務から発生した物件、成果品の所有権、著作権及びその他の権利は全て発注者に帰属するものとする。
- （2）動画制作に活用する BGM やイラストなどの素材については、著作権を確認し使用が可能なもののみ活用すること。
- （3）受託者は、第三者から業務の成果品に関し権利侵害に関する訴えが生じた場合は、受託者の責めにおいて解決するものとする。

## 8. その他

この仕様書に定めるもののほか、実施にあたり疑義を生じた場合は発注者と受託者双方で協議のうえ決定する。